

平成30年度

定期監査結果報告書

(市立小中学校を除く)

糸島市監査委員

目 次

1	平成30年度定期監査報告書（共通事項）	1
2	定期監査報告書（第1期-1）	3
	企画部 経営戦略課	3
	秘書広報課	3
	地域振興課	4
3	定期監査報告書（第1期-2）	6
	市民部 市民課	6
	税務課	7
	収税課	8
	生活環境課	9
4	定期監査報告書（第1期-3）	11
	健康増進部 国保年金課	11
	健康づくり課	11
	介護・高齢者支援課	12
5	定期監査報告書（第1期-4）	14
	議会事務局 議事課	14
6	定期監査報告書（第1期-5）	15
	消防本部	15
7	定期監査報告書（第2期-1）	16
	産業振興部 農業振興課	16
	農林水産課	18
	商工観光課	20
8	定期監査報告書（第2期-2）	21
	農業委員会事務局	21
9	定期監査報告書（第2期-3）	23
	教育部 教育総務課	24
	学校教育課	25
	生涯学習課	25
	文化課	26
10	定期監査報告書（第2期-4）	29
	上下水道部 業務課	29
	水道課	30
	下水道課	30

平成30年度 定期監査報告書(共通事項)

第1 監査の概要

1 監査の方法

今回の定期監査に当たっては、対象課からあらかじめ次に掲げる調書及び書類のうち、該当するものについて提出を求め、各課が担当する事務事業が、当初の目的に沿って適正に運営されているかどうか重点をおき、所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じ意見聴取を行った。

なお、本年度は9部局等28課を対象に実施した。

2 提出調書及び書類

業務分担表

契約（委託料）の執行状況

契約（使用料及び賃借料）の執行状況

契約（工事請負費）の執行状況

備品の購入状況

減免に関する状況

前回定期監査における指摘事項の対応状況

平成30年度歳入・歳出予算執行状況

申請書、決定書及び契約書

指定管理者との基本協定書、年度協定書及び平成29年度指定管理者評価シート

0出張命令簿

私有車両の公用使用届出書等

公印使用簿

要綱、内規

郵便切手等受払簿

監査委員が指示する書類

- [企画部] ・ コミュニティセンター化検討委員会設置規程（内規）（地域振興課）
- [市民部] ・ 平成30年度系島市証明書等自動交付事務運営管理に係る協定関係書類（市民課）
 - ・ 証明書交付サービス仕様書（市民課）
 - ・ 平成30年度文書収発簿の管理及び市民部公印使用についての決定書（収税課）
 - ・ 白糸の滝小水力発電所水車等清掃業務（緊急対応）関係書類（生活環境課）
- [健康増進部] ・ 指定管理者協定に基づく再委託承認書類（健康づくり課）
 - ・ 糸島市介護予防センター利用に関する取扱要綱（介護・高齢者支援課）

- [産業振興部]
 - ・福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設の管理に関する基本協定書及び決定書（農業振興課）
 - ・福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設の管理に関する年度協定書及び決定書（平成 30 年度）（農業振興課）
 - ・平成 29 年度 指定管理者評価シート（福吉ふれあい交流センター福ふくの里）（農業振興課）
 - ・旧芥屋公民館管理業務委託契約書（農林水産課）
 - ・行政財産使用許可に係る書類一式（旧芥屋公民館分）（農林水産課）
 - ・「糸島サテライトオフィス」の整備経費に関する取り決め書（商工観光課）
- [農業委員会]
 - ・補助執行協議に係る決定書
- [教 育 部]
 - ・調査測量等業務委託依頼書（教育総務課）
 - ・教職員の働き方改革取組指針（教育総務課）
 - ・平原歴史公園使用料減免に関する基準についての決定書（文化課）
 - ・糸島市立伊都国博物館等の施設入館料等の減免に関する基準についての決定書（文化課）

第2 監査実施期間及び監査の対象

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 2 月 4 日まで

- ・企画部
- ・市民部
- ・健康増進部
- ・議会事務局
- ・消防本部
- ・産業振興部
- ・農業委員会事務局
- ・教育部
- ・上下水道部

第3 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

平成30年度 定期監査報告書（第1期-1）

第1 監査の対象

企画部（経営戦略課 秘書広報課 地域振興課）

第2 監査の範囲

平成30年度（8月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

経営戦略課	平成30年10月15日
秘書広報課	平成30年10月3日
地域振興課	平成30年10月5日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

特記事項なし

2 各課に関する事項

(1) 経営戦略課

特記事項なし。

(2) 秘書広報課

ア 労働者派遣契約について

労働者派遣契約における派遣労働者の休日の取り扱いについて、総務課が締結している労働者派遣基本契約では、「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日」と定めているが、秘書広報課が締結している労働者派遣個別契約では、「土・日・休祝日」と定めており、基本契約書と個別契約書では休日に係る規定が相違していた。

適正な契約内容となるよう事務処理を行っていただきたい。

イ 長期継続契約に係る決定者について

契約期間を、契約日である平成 29 年 6 月 21 日から平成 34 年 6 月 30 日までの 5 年 10 日とする長期継続契約の締結が、副市長専決により行われていた。

糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 3 条は、「長期継続契約の契約期間は、5 年を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」と規定しており、上限である 5 年を超える契約については、市長決定が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

ウ 契約締結に係る決定書の記載内容について

資産管理システム・ソフトウェアライセンス使用に関する規定を含めた、システム保守業務委託契約が締結されていたが、契約締結に係る決定書に記載された事項は、保守業務委託に関するものに限られていた。

システム保守業務委託の支出科目は 13 節「委託料」であり、ライセンス使用料は 14 節「使用料及び賃借料」であることから、契約締結の決定書には、保守業務委託及びライセンス使用に係る契約についての記載が必要であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 地域振興課

ア 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

業務委託契約において、同業他者では対応が不可能との理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結しているが、当該契約書第 9 条のただし書きには、「ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。」と定めていた。

同業他者が対応不可能な委託業務を、再委託することは不可能ではないかと思われる。

再委託の禁止に関する規定中、ただし書き規定の必要性について検討いただきたい。

イ 契約書の自動更新規定について

自動更新に関する事項を定めた契約書及び協定書が作成されていた。

契約の自動更新については、平成 24 年 9 月 13 日付け管財契約課長通知「自動更新契約の是正について」が示されており禁止となっている。

受注者に対し契約条項の改定を申し出ているとのことであるが、適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

ウ 糸島市マイホーム取得奨励金取扱業務委託契約について

糸島市マイホーム取得奨励金取扱業務については、糸島市商工会と業務委託契約を

締結し、当該契約書仕様書には業務内容として、糸島市商工会商品券の準備・保管・配送・未達時の対応等を定めている。

当該業務内容に記載される商品券の準備とは、商品券の印刷及び諸作業との見解を示されたが、これらの行為は、すなわち商品券の購入であり、業務委託とは性質が異なるもので、その対価として8節「報償費」の支出が行われている。

契約書仕様書は業務内容を具体的に示すものであることから、より明確に表示する必要がある。

契約の内容について検討いただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第1期-2）

第1 監査の対象

市民部（市民課 税務課 収税課 生活環境課）

第2 監査の範囲

平成30年度（8月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

市民課	平成30年10月10日
税務課	平成30年10月12日
収税課	平成30年10月1日
生活環境課	平成30年10月17日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

特記事項なし

2 各課に関する事項

(1) 市民課

ア 公印使用の承認方法について

市民部長が保管者である市民部事務用の糸島市長印について、取扱責任者である市民課長による承認手続きが、特定の文書に限り、事後に一括して行われていた。

糸島市公印規則第10条第1項は、「公印を使用するときは、保管者又は取扱責任者に決裁文書を呈示しその承認を受け、公印使用簿に記載しなければならない。」と規定しており、同規則に基づく承認を受ける必要があったと思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

イ 契約書の規定内容について

(ア) 糸島市役所市民課窓口業務委託契約書について

糸島市役所市民課窓口業務委託契約書第 8 条で「再委託の禁止」を定め、再委託を全面禁止しているが、当該契約書の特記仕様書第 7 条には、「ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。」と定めており、契約書と特記仕様書では再委託に係る規定が相違していた。

適正な契約内容となるよう事務処理を行っていただきたい。

(1) 糸島市証明書等自動交付事務に関する協定書及び契約書について

糸島市証明書等自動交付事務に関し、地方公共団体情報システム機構と「運営管理に係る協定書」及び「交付事務委託契約書」を作成しているが、協定書及び契約書は、発注者・受注者をそれぞれ甲・乙と表記していた。また、当該契約書には、支払遅延利息に関する条項及び暴力団等排除に関する条項が定められていなかった。さらに、当該契約書の事務委託仕様書には、本市の証明書等自動交付サービスの対象ではない「住民基本台帳カード」に関する事項についても記載が行われていた。

当該協定書及び契約書は、地方公共団体情報システム機構が示した国内統一の様式であるが、「住民基本台帳カード」に関する事項の記載は、本市の当該事務に該当せず、不適切であると思われる。

本市の契約書作成基準に合致するものとなるよう検討いただきたい。

ウ 諸証明交付等手数料の減免可否決定について

諸証明交付等手数料の減免可否決定については、「糸島市職務執行基本規則別表第 5 の共通専決事項に関する規定中「一般的及び簡易な減免の決定」に係る取扱要綱」を、平成 29 年 4 月 1 日に施行されているが、その取扱いの一部について、同要綱と異なる事務処理が行われていた。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 税務課

ア 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

業務委託契約において、同業他者では対応が不可能との理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結しているが、当該契約書第 14 条のただし書きには、「ただし、発注者が認めた場合はこの限りでない。」と定めていた。

同業他者が対応不可能な委託業務を、再委託することは不可能ではないと思われる。

再委託の禁止に関する規定中、ただし書き規定の必要性について検討いただきたい。

イ 市税の減免について

(ア) 個人市民税の減免可否決定通知書について

個人市民税の減免可否決定通知書について、減免の可否決定に対する不服申立てに関する教示文に、行政不服審査法改正前の異議申立てに関する教示文が記載されているものが見受けられた。

行政不服審査法は、平成 26 年法律第 68 号により全部改正されており、「異議申立て」の用語は「審査請求」に統一され、また、審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であったものが、3 月以内に改正されている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 固定資産税の減免について

固定資産税の減免について、納税義務者から提出された減免申請書を未処理分として保管していた。

当該申請書に係る固定資産税は、課税標準額が、地方税法第 351 条に規定される免税点以下であったため課税されておらず、賦課額が 0 円であることから、減免に係る事務処理を行っていないとのことであったが、申請書を受付け及び受理した以上、提出した納税義務者に対して、その結果を書面で通知するなどの処理を行う必要があると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

(3) 収税課

ア 公印使用について

(ア) 公印使用の承認方法について

市民部長が保管者である市民部事務用の糸島市長印について、取扱責任者である市民課長による承認手続きが、特定の文書に限り、事後に一括して行われていた。また、当該手続きの運用は年度当初の決定書によるものであったが、その専決者は収税課長であった。

事務効率の向上を目的とした運用であることは理解できるが、糸島市公印規則第 10 条第 1 項は、「公印を使用するときは、保管者又は取扱責任者に決裁文書を呈示しその承認を受け、公印使用簿に記載しなければならない。」と規定しており、同規則に基づく承認を受ける必要があったと思われる。

また、公印使用の承認に係る手続きの運用方法については、同規則を所管する総務課との協議検討が必要であると思料される。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

(イ) 公印使用簿等について

収税課長が保管者である催告書用の糸島市長印について、公印使用簿が未作成であった。また、当該市長印を電子公印として使用していたが、糸島市公印規則第 12 条第 1 項に規定する電子公印使用承認申請書（様式第 5 号）による総務課長の承認手続きも行われていなかった。

糸島市公印規則第 10 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づく適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 徴収業務嘱託員報酬の支出会計について

収税課納税係に配属されている 13 名の嘱託職員の報酬について、その全員分が国民健康保険事業特別会計から支出されていた。

納税係の嘱託職員は市税全般の徴収業務等を行っており、全員分を同会計から支出することについては、合理性に欠けると思われる。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

(4) 生活環境課

ア 公印使用について

生活環境課長が保管者であるクリーンセンター使用、減免等許可用の糸島市長印について、取扱責任者による承認手続きが、事後に一括して行われていた。また、当該市長印を廃棄物搬入許可申請書兼許可書に印刷して使用していたが、糸島市公印規則第 11 条第 2 項に規定する公印刷込承認申請書（様式第 4 号）による総務課長の承認手続きも行われていなかった。

糸島市公印規則第 10 条第 1 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づく適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 契約事務等について

(ア) 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

法律相談業務委託契約において、県内で当該業務を受託できる相手先がないことを理由に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結しているが、当該契約書第 9 条のただし書きには、「ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。」と定めていた。

受託できる相手先が他にはないとする委託業務を、再委託することは不可能ではないかと思われる。

再委託の禁止に関する規定中、ただし書き規定の必要性について検討いただきたい。

(イ) 契約書の添付書類について

業務委託契約書仕様書の規定について、業務実施日に関する予定表を「別紙」として定めていたが、契約書には当該「別紙」予定表の編綴がなかった。

契約書及び仕様書の規定内容並びに添付すべき書類等については、十分注意を払い、適正な事務処理を行っていただきたい。

(ウ) 長期継続契約締結に係る決定者について

糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第5号を根拠として、指定袋販売業務に係る長期継続契約の締結が、生活環境課長専決で行われていた。

当該条項は「その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、市長が特に認めるもの」と規定しており、市長特認規定を根拠とする契約については、市長決定が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(I) 契約締結時期について

白糸の滝小水力発電所水車等清掃業務委託契約について、予算流用による予算措置を伴わず、当該契約の締結が行われていた。

当該業務は、予算措置されていた経常経費から執行することとして、緊急発注を行っていた。その後、臨時経費からの執行に変更されたが、契約事務上は不適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第1期-3）

第1 監査の対象

健康増進部（国保年金課 健康づくり課 介護・高齢者支援課）

第2 監査の範囲

平成30年度（8月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

国保年金課	平成30年10月19日
健康づくり課	平成30年10月22日
介護・高齢者支援課	平成30年10月24日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

特記事項なし

2 各課に関する事項

(1) 国保年金課

ア 契約書の規定内容について

糸島市国民健康保険・後期高齢者医療窓口業務委託契約書第9条「再委託の禁止」について、同条ただし書き規定に「ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。」と定めているが、当該契約書仕様書には「受注者は、業務を再委託することはできない。」と定めていた。契約書と仕様書では再委託に係る規定が相違している。

適正な契約内容となるよう事務処理を行っていただきたい。

(2) 健康づくり課

ア 公印使用について

健康増進部長が保管者である健康増進部事務用の糸島市長印について、福岡県に対して発する補助金申請書及びいとしま健康大学の栄養講座参加者負担金の領収書に、

当該市長印を使用していた。

国県に対して発する補助金申請等に係る書類については、総務課長が保管者である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印を、公金を受領した場合については、会計課長が保管者で、原課で保管している糸島市領収印を使用しなければならない。

適切な事務処理を行っていただきたい。

イ 契約書に規定する支払方法について

歯科休日急患診療事業委託契約書第5条第2項に「委託料については、年4回の前金払い」と定めているが、同条第4項には「委託料については、事業の実施状況等により、発注者受注者協議のうえ変更できる」、「委託料に余剰金が発生した場合は、当該年度の事業が完了した後に返還する」と定めていた。

前金払とは公金支出の特例であり、地方公共団体がその負担した債務を履行期日到来前において確定した債務として支出する方法であり、清算を行う必要がある概算払とは取扱いが異なるものである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

ウ 協定書に規定された承認行為の決定者について

糸島市休日・夜間急患センターの管理に関する基本協定書第7条に、再委託の禁止に関する定めがあり、同条ただし書き規定により、受託者から委託者に対して提出された再委託の承認申請に係る承認手続きが、健康増進部長専決により行われていた。

当該基本協定の締結は、糸島市職務執行基本規則第11条及び同規則別表第5に規定する副市長等の専決権限には該当せず、市長決定により行われており、併せて、同規則には、再委託の承認決定について、特段の定めはない。

当該再委託の承認決定については、原契約の決定者である市長が行う必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 介護・高齢者支援課

ア 公印使用について

健康増進部長が保管者である健康増進部事務用の糸島市長印について、契約行為に相当する書類、老人福祉法に基づく措置や費用の徴収に関する書類、国県等に対して発する補助金等に関する書類に、当該市長印を使用していた。

契約行為に相当する書類には、副市長が保管者である「契約、起債、その他市を代表する場合」の糸島市長印を、老人福祉法に基づく措置や費用の徴収に関する書類には、福祉事務所長が保管者である「福祉事務所事務用、印刷用」の福祉事務所長印を、国県等に対して発する補助金等に関する書類には、総務課長が保管者である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印を使用しなければならない。

適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 委員長名で発する書類について

糸島市老人ホーム等入所判定委員会の開催通知を、糸島市長名で発していた。

糸島市老人ホーム等入所判定委員会規則第6条第1項には「委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。」と規定しており、当該委員会の開催通知は、委員長名をもって発すべき書類である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第1期-4）

第1 監査の対象

議会事務局（議事課）

第2 監査の範囲

平成30年度（8月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

平成30年10月29日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

1 長期継続契約締結に係る決定者について

糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第5号を根拠として、会議録作成業務委託契約の締結が、副市長専決により行われていた。

当該条項は「その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、市長が特に認めるもの」と規定しており、市長特認規定を根拠とする契約については、市長決定が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

2 契約書の規定内容について

契約書仕様書の規定中に、入札の応札方法などの契約方法に関する定めがあった。

当該規定は、契約条項に不要な事項である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第1期-5）

第1 監査の対象

消防本部（消防総務課 予防課 警防課 第1警備課 第2警備課 第3警備課）

第2 監査の範囲

平成30年度（8月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

平成30年10月31日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

1 公印使用について

消防本部次長が保管者である消防一般事務用の糸島市長印について、福岡県に対して発する補助金申請等に係る書類に、当該市長印を使用していた。

国県等に対して発する補助金等に係る書類については、総務課長が保管者である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印を使用しなければならない。

適正な事務処理を行っていただきたい。

2 長期継続契約に係る決定者について

契約期間を、平成27年4月1日から平成32年6月30日までの5年3月とする長期継続契約の締結が、副市長専決により行われていた。

糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3条は、「長期継続契約の契約期間は、5年を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」と規定しており、上限である5年を超える契約については、市長決定が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第2期-1）

第1 監査の対象

産業振興部（農業振興課 農林水産課 商工観光課）

第2 監査の範囲

平成30年度（10月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

農業振興課	平成31年1月9日
農林水産課	平成31年1月11日
商工観光課	平成31年1月18日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

ア 公印使用簿について

産業振興部長が保管者である産業振興部事務用の糸島市長印について、国県補助金等に関する書類に、当該市長印を使用していた。

国県等に対して発する補助金申請等に係る書類には、総務課長が保管者である「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印を使用しなければならない。

適正な事務処理を行っていただきたい。

2 各課に関する事項

(1) 農業振興課

ア 会長名で発する書類について

糸島市農力を育む市民推進会議の開催通知を、糸島市長名で発していた。

糸島市農力を育む市民推進会議規則第5条第1項には「農力市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。」と規定しており、当該会議の開催通知は、会長名をもって発すべき書類である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 糸島市農業公園ファームパーク伊都国の指定管理協定について

(ア) 利用料金の決定について

糸島市農業公園ファームパーク伊都国の管理に関する基本協定書第 12 条に「利用料金は、乙が、条例で定める利用料金の額の範囲内において定めるものとする。ただし、利用料金の決定及び改定については、事前に甲の承諾を受けなければならない。」と定め、その手続きについては、受注者から任意書類の提出を求めるとのことであったが、料金決定にあたっての事前承諾に係る書類はなかった。

事前承諾は、書面によることが適当であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 指定管理者が行う業務の範囲について

糸島市農業公園ファームパーク伊都国の管理に関する基本協定書第 7 条に、指定管理者が行う業務の範囲を定めているが、同条第 1 項第 3 号には「伊都貸農園の利用契約に関すること。」が規定されていた。また、同基本協定書に編綴された管理業務仕様書では、当該業務の詳細仕様として「利用契約の受付」、「利用料金の徴収」、「更新通知の作成・発送」及び「契約会の開催」が定められていた。

糸島市農業公園条例第 3 条各号の農業公園に設置する施設に、伊都貸農園は含まれておらず、公の施設以外の施設を、指定管理者が行う業務とすることは適当ではないと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

ウ 契約事務等について

(ア) 再委託及び代行に関する規定について

二丈交流体験広場研修棟等合併浄化槽管理業務委託契約書第 9 条「再委託の禁止」について、同条ただし書き規定に「ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。」と定めているが、当該契約書仕様書には「受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の者に再委託してはならない」と定めていた。また、同仕様書には、「代行者」に関する条項も規定していた。

契約書と仕様書では再委託に係る規定が相違しており、かつ、仕様書に定める「代行」と契約書の「再委託」の使い分けも明確ではない。

適正な契約内容となるよう事務処理を行っていただきたい。

(イ) 長期継続契約の必須規定及び契約締結決定者について

定期建物賃貸借契約について、契約期間を平成 29 年 6 月から平成 32 年 6 月までとする長期継続契約であったが、長期継続契約の必須規定である「長期継続契約である旨の明示規定」、「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」を定

めていなかった。また、当該契約の締結は、産業振興部長専決により行われていたが、糸島市職務執行基本規則別表第5の規定では、不動産の借受けで賃貸借期間が1年を超えるものについては市長決定が必要となっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

エ 二丈交流体験広場の管理等について

(ア) 登録団体手続きについて

糸島市交流体験広場条例第7条第3号に該当する団体の、同条例施行規則第6条の規定に基づく登録団体手続きが行われていなかった。

二丈交流体験広場の施設である「運動広場」の利用範囲を定めた糸島市交流体験広場条例第7条中、第3号は「その他規則で定める団体はその設立目的に即した活動に利用するとき。」と規定している。また、同条例施行規則第5条は「条例第7条第3号に規定する団体は、市に登録した団体とする。」と規定しており、「その他規則で定める団体」とは、同規則第6条に基づく登録手続きを経た登録団体でなければならない。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 減免可否決定者について

交流体験広場条例施行規則第13条の規定に基づく別表第2の第4号「その他市長が特に必要と認めるとき。」を根拠とする施設使用料の減免可否決定が、課長専決により行われていた。市長特認事項に係る施設使用料の減免については、内部規則を定めているが、その決定も産業振興部長専決となっていた。また、当該内規は、「青少年団体」に限り、課長専決による減免可否決定が行えることとなっていたが、「一般の団体」についても課長専決となっていた。

内部規則の制定及び市長特認に係る当該内規の適用除外事項は、市長決定により行う必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 農林水産課

ア 契約事務等について

(ア) 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

他者では業務の達成ができないことを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として、複数件の随意契約を締結しているが、いずれの契約書も再委託の禁止に関する規定のただし書きに、発注者の承諾を得た場合は再委託できるものと定めていた。

同業他者では対応できない業務を、再委託することは不可能ではないかと思われる。

再委託の禁止に関する規定中、ただし書き規定の必要性について検討いただきたい。

(イ) 契約保証金免除に関する根拠規定について

契約保証金に関する規定について、保証金を免除する場合の免除の根拠規定を定めていない契約書が複数見受けられた。

地方自治法施行令第167条の16では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定しており、契約保証金を免除する場合には、糸島市契約事務規則第24条の該当する号を、契約書又は契約締結に係る決定書において明確にしておく必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(ウ) 支払遅延利息に関する規定について

支払遅延利息に関する規定を定めていない契約書が複数見受けられた。

支払遅延利息に関する規定は、支払が遅延した場合に相手方を救済するための規定であり、全ての契約書に定めるべきものと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(エ) 暴力団等排除に関する規定について

契約解除条項に、暴力団等排除に関する規定を定めていない契約書があった。

反社会的勢力の排除に努めることは社会からの要請であり、暴力団等を排除するための規定は、全ての契約書に定めるべきものである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(オ) 長期継続契約の必須規定及び契約締結決定者について

長期継続契約書について、「長期継続契約である旨の明示規定」を定めていない契約書があった。また、当該契約の締結は、副市長専決により行われていたが、糸島市職務執行基本規則別表第5の規定では、不動産の借受けで賃貸借期間が1年を超えるものについては市長決定が必要となっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(カ) アダプト事業管理業務委託契約について

本契約は、「確認書」により、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間を契約期間と定め、毎年度変動する見込みの委託料等については、年度当初に単年度契約を締結する手法を採られていた。

当該「確認書」は、契約の当事者双方の約束事項を書面で取り交わした契約書に準ずるものであるとの回答であったが、本契約による請負業務は、地方自治法第 234 条の 3 の規定及び糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条各号の規定には該当しないと思われる。また、債務負担行為による予算措置も行われていなかった。

適正な契約事務となるよう検討いただきたい。

イ 農業用施設占用料の調定事務について

「農業用施設占用料（過年度分）」について、会計年度繰越の調定処理が、監査基準日である平成 30 年 10 月 31 日の時点で行われていなかった。

過年度分の未収金については、毎会計年度の末日において確定するものであることから、翌会計年度の初日である 4 月 1 日付けで、繰越の調定処理を行うべきである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

ウ 支出負担行為決議書の起票について

雷地区小水力発電施設維持管理業務委託契約を平成 30 年 4 月に締結していたが、支出負担行為決議書が起票されていなかった。

支出負担行為は、支出の原因となる契約その他の行為であり、その決議書は、契約締結と同時に起票しなければならず、起票漏れによる未払い事故の防止にも繋がる重要な事務処理である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 商工観光課

ア 私人への収納事務委託について

芥屋野営場維持管理業務委託契約書の委託内容について、受付用務として清掃協力料及び備品貸出料の収納業務が定められていた。

当該清掃協力料及び備品貸出料は、芥屋野営場使用規程第 7 条に規定された公金であり 20 款諸収入の雑入として歳入しているが、私人へ収納事務を委託することができる公金は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項各号に規定された歳入金に限られている。また、同条第 2 項に規定される告示行為も行われていなかった。

適正な事務処理となるよう検討いただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第2期-2）

第1 監査の対象

農業委員会事務局

第2 監査の範囲

平成30年度（10月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

平成31年1月16日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

1 公印使用簿について

保管者が農業委員会事務局長で用途が「農業委員長名をもって発する場合」の糸島市農業委員長印について、公印使用簿に記載せず農地法許可書等に使用していた。

適正な事務処理を行っていただきたい。

2 長期継続契約締結に係る決定者について

糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第5号を根拠として、農業委員会総会会議議事録作成業務委託契約の締結が、産業振興部長専決により行われていた。

当該条項は「その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、市長が特に認めるもの」と規定しており、市長特認規定を根拠とする契約については、市長決定が必要である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

3 契約事務等について

(1) 再委託に関する規定について

業務委託契約書の「再委託の禁止」において、再委託を原則禁止としながらも、市の承諾があれば再委託を可能としていたが、当該契約書に編綴の業務委託仕様書では、再委託を全面禁止とし、契約書と仕様書では再委託に係る規定が相違していた。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 契約書の規定内容について

契約書仕様書の規定中に、入札書記載方法及び落札後の手続きに関する定めがあった。

当該規定は、契約条項に不要な事項である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

4 補助執行に関する決定者及び手続きについて

市長の権限に属する事務である「耕作放棄地再生利用事業」及び「荒廃農地等利活用促進交付金事業」について、当該業務を農業委員会事務局に補助執行させることの協議が行われておらず、産業振興部長専決により決定されていた。

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第2期-3）

第1 監査の対象

教育部（教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化課）

第2 監査の範囲

平成30年度（10月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

教育総務課	平成31年1月21日
学校教育課	平成31年1月23日
生涯学習課	平成31年1月28日
公民館実地検査	平成30年12月18日、19日、20日
文化課	平成31年1月30日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

ア 公印使用及び公印使用簿の記載について

教育総務課長が保管者である複数の教育委員会印及び教育長印並びに、教育部長が保管者である教育部事務用の糸島市長印について、使用用途に応じた公印の選択及び使用簿への記載に誤りが散見された。

公印を使用し送付又は交付する文書の決定者及び発信者を正確に把握し、適正な公印の選択及び使用を行われたい。また、糸島市公印規則第10条第1項は「公印を使用するときは、保管者又は取扱責任者に決裁文書を呈示しその承認を受け、公印使用簿に記載しなければならない。」と規定しており、教育委員会公印規則に同様規定は定められてはいないものの、当該規定に準拠した取り扱いとなるよう事務処理を行っていただきたい。

イ 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会で行う根拠について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、糸島市教育委員会に対する事務委任規則を

定め、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が行っているが、特別支援学校用地の取得に係る事務について確認したところ、将来的には、県の教育財産となる特別支援学校が建築される予定であるが、用地取得時点では、普通財産として取得する旨の回答を得た。

財産の取得については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条に規定される教育委員会の職務権限に該当がなく、同法第 22 条第 4 号は「教育財産を取得し、及び処分すること。」を長の職務権限と規定していることから、市長の権限に属する事務を教育委員会職員が行っていることになるが、教育委員会事務委任規則第 2 条各号にも該当する規定はない。

また、教育部全課を通して契約事務に関する職務権限を確認したところ、教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号に規定される「支出負担行為の決定」から除かれる「物品の購入契約に関すること。」「工事、製造等の請負契約に関すること。」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号及び第 7 号の規定を根拠に、「契約の決定及び締結権限」のみが除外されており、契約締結に至る一連の事務については、教育委員会職員が行うものとの回答を得た。しかし、「支出負担行為」の定義は「支出の原因となる契約その他の行為」である。教育総務課所管の「加布里小学校校舎大規模改造電気設備工事」の契約などは、事務委任から除かれる行為であると思われるが、糸島市教育委員会事務局職務執行基本規則の別表第 3 で規定する「支出負担行為の専決事項」に則り、教育委員会職員が専決権限として決定している現状がある。（例示の加布里小学校校舎大規模改造電気設備工事の場合、契約額が 3,000 万円未満であり教育長の専決事項となっている。）

今後は、市立公民館のコミュニティセンター化も予定されており、市長権限事務を教育委員会職員が行う根拠を明確にする必要が求められる。

地方自治法第 180 条の 2 の規定は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に行わせるため、事務の委任のほかに、補助執行させることもできると規定されており、現在行っている事務をあらためて整理・区分するとともに、今後想定される事務等を考慮し、総合的に、市長権限事務を教育委員会職員が行う根拠の明確化について検討いただきたい。

2 各課に関する事項

(1) 教育総務課

ア 教育財産の処分に係る予算計上について

教育財産の処分に伴う歳入金を、土地売払収入として予算計上していた。

教育財産の処分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 4 号の規定により市長の職務権限となっている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(2) 学校教育課

ア 支出負担行為決議書の起票について

学校の魅力PR原稿等作成業務委託契約を平成30年8月に締結していたが、支出負担行為決議書が起票されていなかった。

支出負担行為は、支出の原因となる契約その他の行為であり、その決議書は、契約締結と同時に起票しなければならず、起票漏れによる未払い事故の防止にも繋がる重要な事務処理である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 契約保証金免除に関する根拠規定について

中学校標準学力分析検査業務委託契約書について、契約締結に係る決定書では、契約保証金の免除に関する根拠規定を、糸島市契約事務規則第24条第3号と記載していたが、契約書では、同規則同条第7号と定めていた。

適正な根拠規定の確認を求めたところ、糸島市契約事務規則第24条第3号が適正であり、契約書の変更を行う旨の回答があった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 生涯学習課

ア 委員長名で発する書類について

社会教育委員の会の開催通知を、教育長名で発していた。

糸島市社会教育委員の会議運営規則第4条第1項には「委員長は、委員の会を招集し、これを主宰する。」と規定しており、当該会議の開催通知は、会長名をもって発すべき書類である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 契約書について

(ア) 契約書の規定の整合性について

糸島市立公民館夜間等管理業務契約書第8条に「委託料の計算」に関する規定があり「30分ごとに計算する」と定めているが、同契約書別表2の契約金額計算基準等では「1時間単位の基準額」を定めていた。

契約書及び同別表に定められた規定の間には、整合性を保つ必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 契約書の規定内容について

契約書仕様書の規定中に、見積金額の記載方法に関する定めがあった。

当該規定は、契約条項に不要な事項である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(ウ) 公共施設案内・予約システム導入業務委託契約書について

システム利用料に関する規定を含めた、システム導入業務委託が締結されていたが、当該契約書に定められた事項は、公共施設案内・予約システムの導入業務委託に関するものに限られていた。システム導入業務委託の支出科目は 13 節「委託料」であり、システム利用料は 14 節「使用料及び賃借料」であることから、契約書には、システム導入業務委託及びシステム利用料に係る事項を定める必要がある。

また、当該契約書第 3 条に「委託期間」に関する規定があり「契約締結日から」と定めているが、同契約書仕様書ではシステム導入期間の始期を「平成 30 年 8 月 20 日から」と規定しており、契約締結日である平成 30 年 8 月 10 日と相違していた。適正な事務処理を行っていただきたい。

ウ 契約手法について

公共施設案内・予約システム導入業務委託契約について、当該契約書仕様書に、運用期間の定めがあり「システム稼働後から平成 35 年 8 月 31 日まで」と定めていた。長期継続契約又は債務負担行為の手続が必要であると思われる。適正な事務処理を行っていただきたい。

(4) 文化課

ア 契約書について

(ア) 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

業務委託契約において、同業他者では対応が不可能との理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結していたが、当該契約書第 13 条のただし書きには、「ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。」と定めているものの、当該委託業務の再委託は想定していないとのことであった。

再委託の禁止に関する規定中、ただし書き規定の必要性について検討いただきたい。

(イ) 契約書の規定内容について

契約書仕様書の規定中に、入札方法に関する定めがあった。

当該規定は、契約条項に不要な事項である。

適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 財産管理及びその権限根拠について

平原歴史公園の使用許可決定及び公園使用料の減免可否決定を、文化課長が行っていた。同公園は糸島市公園条例に基づく公園であり、文化課長が行った使用許可決定及び使用料減免可否決定も、同条例及び同施行規則に基づくものであった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号に教育委員会の職務権限として、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。」が規定されており、教育財産の管理は、教育委員会で行うこととなっているが、同公園は、公園管理者である市長が、糸島市公園条例に基づき設置した公園であり、教育財産ではないと思われる。

市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会へ委任又は補助執行させることは可能であるが、糸島市教育委員会に対する事務委任規則においては、教育財産に限り、当該財産に係る使用料の徴収及び減免に関することのみが委任されているにすぎず、市長の権限に属する事務の一部を委員会等の事務局職員等に補助執行させることに関する規則においては、教育委員会は除外されている。

平原歴史公園の財産区分の整理、又は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会で実施できる根拠の検討を行っていただきたい。

ウ 施設入館料等の減免について

(ア) 減免に関する内規の決定者について

伊都国博物館入館料等の減免について、糸島市立伊都国歴史博物館条例施行規則別表第 1 の第 4 号に規定される「その他教育委員会が特に必要と認めるとき。」の運用基準の明確化及び事務効率化のため、糸島市立伊都国博物館等の施設入館料等の減免に関する基準を定めていたが、その決定は教育部長又は文化課長となっていた。

教育委員会特認事項の基準を定める内規であり、教育委員会から事務委任を受けた教育長決定により行う必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 減免可否決定者について

糸島市立伊都国歴史博物館条例施行規則別表第 1 の「特別展示観覧料」に規定する「教育委員会が特に必要と認めるとき。」を根拠とする入館料の減免が、課長専決により行われていた。

博物館入館料の減免については、内部基準を定め、課長による減免可否決定を行うこととなっていたが、当該内部基準に「特別展示観覧料」に関する定めはない。一般入館料の減免に準じ、一般的及び軽易なものと判断して課長専決事項として対応しているとの見解であったが、教育委員会特認事項については、教育委員会から事務委任を受けた教育長決定により行う必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(ウ) 減免可否決定通知書について

平原歴史公園の公園使用料等減免可否決定通知書について、減免可否決定に対する不服申立てに関する教示文に、行政不服審査法改正前の異議申立てに関する事項

が記載されているものが見受けられた。

行政不服審査法は、平成 26 年法律第 68 号により全部改正されており、「異議申立て」の用語は「審査請求」に統一され、審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であったものが、3 月以内に改正されている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

エ 予算の管理及び執行について

予算流用により予算措置を行った契約について、支出負担行為決議書の起票が、予算流用期日より前の日付で行われていた。

予算流用処理の更正を行うとのことであったが、予算の裏付けなく支払いを伴う契約を締結することはできない。

適正な財務事務を行っていただきたい。

平成30年度 定期監査報告書（第2期-4）

第1 監査の対象

上下水道部（業務課 水道課 下水道課）

第2 監査の範囲

平成30年度（10月末現在）における事務の執行、事業の管理、事業の成果及び実績、予算の執行状況、効率的な経営管理

第3 監査実施日

業務課	平成31年2月4日
水道課	平成31年2月4日
下水道課	平成31年2月4日

第4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に注意等を行ったので、記述は省略した。

1 部内共通事項

特記事項なし

2 各課に関する事項

(1) 業務課

ア 公印使用及び公印使用簿について

(ア) 公印使用の承認方法について

上下水道部長及び業務課長が保管者である2種類の糸島市長印について、取扱責任者である業務課長の承認行為が事後に行われていた。

糸島市水道事業及び下水道事業公印規程第4条の規定により準用する糸島市公印規則第10条第1項は、「公印を使用するときは、保管者又は取扱責任者に決裁文書を呈示しその承認を受け、公印使用簿に記載しなければならない。」と規定している。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(イ) 会計文書専用の糸島市長印について

業務課長が保管者である「会計文書専用」の糸島市長印について、公印使用簿へ

の記載等の手続きが行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(ウ) 補助金申請その他の用の糸島市長印について

業務課長が保管者である「補助金申請その他」の糸島市長印について、平成 29 年度債長期借入申込書に使用していた。起債関係書類に押印する公印は、副市長が保管者である「契約、起債、その他市を代表する場合」の糸島市長印を使用することとなっている。

また、一般会計補助金交付申請書等に当該市長印を使用していたが、公印使用簿への記載が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

イ 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

業務委託契約において、他業者では困難であることを理由に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約を締結しているが、当該契約書第 14 条のただし書きには、「ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。」と定めていた。

同業他者が対応不可能な委託業務を、再委託することは不可能ではないかと思われる。

再委託の禁止に関する規定中、ただし書き規定の必要性について検討いただきたい。

(2) 水道課

ア 減免可否決定者について

糸島市行政財産の使用に関する条例第 7 条第 4 号の「公益上市長が必要と認めるとき。」を根拠とする水道用地使用料の減免可否決定が、課長専決により行われていた。

当該条項による減免可否については、市長決定により行う必要がある。

適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 下水道課

ア 公印使用簿への記載について

上下水道部長が保管者である「水道事業及び下水道事業事務用」の糸島市長印について、公印使用簿への記載誤りが見受けられた。

適正な事務処理を行っていただきたい。